

## 令和2年度 第4回国立大学法人島根大学学長選考会議<議事要録>

日 時： 令和2年9月30日(木) 16:10～17:10  
開催方法： Web会議 (Skype for Business)  
出席者： 大西委員、有澤委員、高塩委員、谷口委員、大矢委員、  
丸橋委員(法文学部長)、加藤委員(教育学部長)、村瀬委員(人間科学部長)、  
廣光委員(総合理工学部長)、井藤議長(生物資源科学部長)  
欠席者： 秦委員、鬼形委員(医学部長)  
オブザーバー： 千家監事  
陪席者： 藤田理事、長澤理事、総務部長、総務課長、総務課係長

### 議 題

#### 1. 学長選考会議における審議事項及びスケジュールについて

議長から、資料に基づき学長選考会議における今後の審議事項及びスケジュールについて説明があり、異議なく議決された。

#### 2. 学長選考会議規則の一部改正について

議長から、資料に基づき学長選考会議規則の一部改正について説明があり、審議の結果、一部修正を行ったうえで次の通り改正することが議決された。

- (審議事項) 第3条第1項第4号に「国立大学法人法第10条3項に規定する大学総括理事に関する事項」を新設する。

理由：国立大学法人ガバナンス・コードで学長選考会議において実施することが定められている事項「大学総括理事の設置の要否の検討」を行うため。

- (調査委員会) 第5条の2を新設する。

理由：学長にコンプライアンス事案が発生した場合に、学長選考会議の下に調査委員会を設置し、調査を行うことができるようにするため。

#### 3. 大学総括理事の設置の要否について

議長から、資料により説明があった。

委員から、経営と教学を分離することになったときに、理事長を学外者も含めてどのように選ぶのか等、考えないといけないことがたくさん出てくる。相当議論したうえでないと設置は難しいのではないかと意見があった。

委員から、大学総括理事の設置についてには賛成しないが、仮に島根大学で学長の業務が非常に多く、教育研究について専属の担当が必要だという場合にプロボストを置く方法もある。島根大学で経営と教学の分離が本当に必要なのかきちんと議論しておいた方がよいとの意見があった。

監事及び陪席の理事から、学長が多忙になっているのは間違いないが、大学総括理事を置か

ないと大学運営ができないという状況にはないと意見があった。

委員から、一法人複数大学になったときには大学総括理事は必要だが、現状の島根大学では置く必要はないのではないかと意見があった。

審議の結果、現状では大学総括理事は置かないことを議決した。

#### 4. 「業務執行状況の確認」の実施方法について

議長から資料により説明があり、審議の結果、現在年度末に実施している「業務執行状況の確認」の実施時期を翌年度の6月に変更し、学長が交代する場合は、任期の最終年度についてのみ当該年度内に実施することを議決した。

委員から、年に1回は学長選考会議が学長と直に話す機会を設けることが重要であるので、新学長が就任した年度の6月は新学長による方針の説明を行うこととしてはどうかとの意見があった。

議長から、新学長の業務執行に関する意向を表明する場が必要であれば別途設けることを検討したいとの説明があった。また、「業務執行状況の確認」に係る申合せの改正については次回の会議で審議する旨の発言があった。

#### 5. 学長の任期及び再任の上限について

議長から、資料により説明があり、審議の結果、学長の任期に上限を設けることが議決された。なお、任期の長さ及び選考方法については引き続き議論を行うこととなった。

監事から、国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議において「国立大学法人は、中期目標・中期計画の期間と学長の任期との連動の在り方について、それぞれの組織の特性を踏まえて検討すべき」との議論が行われているので、そこでの議論を踏まえて検討する必要があるとの意見があった。

#### 6. その他

委員から、一部の新聞記事によると、学長が投票によって選考されるという考え方を持たれており、意向調査はあくまで参考だということが理解されていないのではないかと意見があった。

議長から、学内外の方に十分に伝わっていない部分があり、繰り返し説明していくことが必要と考えているとの説明があった。職員組合からの公開要望書に対しては、これまでの経緯について説明するとともに、学内構成員に向けて周知することとした。なお、内容については議長一任とした。